

令和 3 年度 国の予算・制度等に関する要望

1 公共建築物等の維持管理に関する事項

令和元年 6 月、公共工事の品質確保に関する法律（以下「品確法」という）が改正され、第 7 条第 5 項に「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するように努めなければならない。」という規定が追加されました。

改正された品確法の趣旨が来年度予算・施策に反映されるよう、以下のとおり要望します。

(1) 品確法の趣旨の徹底と運営指導について

平成 27 年の品確法改正の際には、厚生労働省から「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」や「建築物衛生行政の適正な運営について」の通知が発せられましたが、昨年の改正についても都道府県、区市町村に対し趣旨徹底のため、通知を発出いただき、品確法の適正な運営に関する指導を徹底していただきたい。

(2) 厚生労働省による調査と公表について

国土交通省、総務省及び財務省は、毎年度、入札契約適正化法、品確法に基づく公共工事の発注者による入札契約の適正化の取り組み状況について調査を行い、結果を公表しており、今年度も国・特殊法人等・地方公共団体 2,076 ヲ所を調査対象としております。厚生労働省におかれても、役務の調達に関して調査を実施し、結果の公表をお願いしたい。

(3) 官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目の導入について

低炭素社会の実現に資するよう、官公庁入札資格や総合評価入札の評価項目に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）制度、エコチューニング認定制度に基づく資格者の配置や事業者認定を積極的に取り入れるよう、各省庁の連携した取組みを強化していただきたい。

2 その他の制度改正

ビルメンテナンス業は労働集約型の業態であり、人件費比率が高く、高齢者、女性、障害者の雇用によって、社会的貢献をしておりますが、中小企業主体の業界であるため、社会保険適用拡大や最低賃金の引き上げ等により、経営は大きく影響を受けております。よって、以下の制度改正について要望します。

(1) 短時間労働者の社会保険適用拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成 29 年 4 月より 500 人以下の企業においても労使が合意すれば週労働時間 20 時間以上、月額賃金 8.8 万円以上、勤務期間 1 年以上を対象としております。

令和 2 年 6 月 5 日より「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正する法律」が公布され、2022 年 10 月に 100 人超規模の企業までは適用し、2024 年 10 月に 50 人超規模の企業まで適用することとしております。

ビルクリーニング業は、高齢者や女性の雇用、パートタイム就労など多様な雇用の受け皿となっておりますが、ビルメンテナンス業の有効求人倍率は依然として高く、慢性的な人手不足と人件費の高騰が続いております。

事業主負担の更なる増大は、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に適用対象外である週 20 時間未満の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがねません。社会保険適用拡大の際は、補助金制度のさらなる導入・充実など、ビルメンテナンス企業にとって実効性のある支援策を実施していただきたい。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

公共工事契約に関しては、国土交通省は「『平成 31 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（平成 31 年 2 月 22 日）を公表し、労務単価の改定に伴う工事請負代金の変更協議について特例措置を定めました。

人件費割合が高く、複数年の契約の多い建築物の維持管理業務においては、労務単価の上昇を受託者の内部努力で解消するのは、甚だ困難と言わざるを得ません。

本年 8 月、東京地方最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、東京都の最低賃金を改正せず据え置くことを東京労働局に答申したところですが、引き続き、公共工事同様に最低賃金のスライド適用の対象となるよう各行政機関、地方公共団体において、毎年度の最低賃金引上げを見越した予定価格の設定するよう制度改正をお願いしたい。

(3) 障害者雇用への支援策について

平成 30 年 4 月より障害者雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられ、令和 2 年度末までに 2.3%に引き上げることが決まりました。また対象企業は平成 30 年度には従業員 50 人以上から 45.5 人以上に、令和 2 年度末までには 43.5 人以上に引き上げられます。

平成 30 年 8 月、中央省庁の障害者雇用の水増しについて報道され、その後の採用により昨年 6 月時点では 2.4%になったとの発表がありましたが、依然法定雇用率 2.5%には達しておらず、障害者雇用率の向上が難しいことを示しております。当業界は、身体障害者だけでなく知的障害者等を雇用し、障害のある方々の働きやすい職場環境づくりに努めてまいりました。今後も障害者雇用を促進させるために、以下のとおり要望します。

ア 知的障害者を雇用する場合は、必ずサポーター（補助者）の配置を必要としますが、一般競争入札における最低入札金額の落札額では、サポーター配置の経費を見積もる余地がありません。サポーター配置経費を含めた契約案件の試行をお願いしたい。

イ 現在、各省庁の入札参加資格である、省庁統一資格における等級算出のための付与数値は、売上高や資本金等が算定項目となっており、障害者雇用率は算定項目にありません。厚生労働省の一部部局では、競争入札の参加資格として障害者雇用率の導入に取り組まれておりますが、国全体で省庁統一の審査資格の項目に障害者雇用率の新設等をお願いしたい。

ウ 障害者が働きやすい環境づくりの一環として、ビルオーナーに対しては、障害者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルメンテナンス会社における障害者雇用を後押しする制度の創設について、引き続き検討をお願いしたい。

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、深刻な影響が生じております。国民の生活の維持に必要な不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から支えるビルメンテナンス業務への支援策拡充を要望します。

(1) 感染症対策費の発注者負担について

令和2年3月3日中小企業庁から各府省及び各都道府県知事宛て「新型コロナウイルス対策事業者に対する官公需における配慮について」にて、原材料・輸送費等の適切な予定価格の見直しを行うよう、また同年4月20日には、国交省から都道府県・政令指定都市宛て通知にて、工事に関し感染症対策費を発注者が負担するよう通知が発出されているが、委託事業においても通知の趣旨を徹底して頂きたい。

また、発注者が新型コロナウイルス感染症対策として着用を指示するマスク、施設利用者用のアルコール消毒液の設置の費用については発注者側の負担にて準備していただきたい。

(2) 官公庁施設の契約変更について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、官公庁の管理する施設（外郭団体が管理する場合を含む）の利用縮小や閉鎖が起き、それに伴う管理費の削減が言い渡された例があります。業務縮小や閉鎖を理由とした従業員の解雇や待遇変更は困難であり、また「雇用調整助成金」には上限があるため、事業者が補償負担をすることになります。労働基準法に基づく支払賃金では生活が困難であることから従業員が退職することも考えられ、施設の利用が再開された場合の人員不足の事態に陥ります。結局、離職をくい止めるには、従業員の従来水準の賃金を保証しなければなりません。

感染症拡大を理由に官公庁の管理する施設（外郭団体が管理する場合を含む）の利

用縮小や閉鎖を行う場合には、事業者の営業補償及び従事者の雇用を守るため、契約額の減額、解約等の不利益な取り扱いを行わないようお願いしたい。

なお、EU(欧州連合)はロックダウンした場合でも、ビルメンテナンスは「保健衛生の保護にとって必須サービスの提供業種」と位置付けられ、インフラ産業として、出勤の認定、縮小・閉鎖に関しては減額されない業種とされております。

(3) 感染リスクが高い現場への支援について

新型コロナウイルス感染症罹患の疑いのある患者が訪れる医療施設、感染症軽症者の宿泊療養施設等の感染リスクが高い環境に従事者を派遣する場合、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として事業を行わなければなりません。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては、他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に相応した額になっていません。今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されます。

東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定は必須であり、施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮した契約金額の割り増し等(特殊勤務手当)が必要です。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の交付は認められましたが、事業者に対する補助等はありません。感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いしたい。

慰労金の交付対象につきましても、院内清掃は交付対象として明記されておりますが、立哨等を行う警備員も患者との接触を伴う業務であるため、院内清掃同様、対象となる場合が多い業種として明記いただくようお願いしたい。また、期間については4月から6月までの従事者が対象となっておりますが、感染状況は継続しておりますので、引き続き3ヵ月や6ヵ月毎等、定期的に交付するようお願いしたい。

(4) 警備員教育について

令和元年8月に警備業法施行規則が一部改正され、法定教育の時間数や頻度が緩和されましたが、コロナ禍における警備員の社内教育は、講習の実施を躊躇して従来の教育計画を満たせない業者も多数発生することが予想されています。また、外部講習機関である東京ビルメンテナンス協会等の関係団体においては、「密」を避ける感染防止策として通常より大幅に定員を削減していることから、十分な教育機会を提供できていない現状にあります。

つきましては、本年度警備員法定教育に関し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により警備員教育時間の不足を申し出た業者について、令和2年度教育期を令和3年9月30日などまで延長して頂く措置等をご検討いただきたく、要望します。

以上

令和3年度国家予算・税制改正等 要望聴取会出席者

令和2年10月2日

団体名 東京ビルメンテナンス政治連盟
代表者 理事長 梶山 龍誠
住所 〒116-0013 荒川区西日暮里5-12-5
電話番号 03-3805-2950
FAX番号 03-3805-7550
担当者 森 雄樹

役職名	氏名	左記の住所	電話番号
理事長	梶山 龍誠	〒140-0002 品川区東品川2-2-4 天王洲ファーストタワー16F (株)ビケンテクノ 代表取締役社長	03-6864-7100
副理事長	榎本 寛	〒101-0024 千代田区神田和泉町1-2-5 昭和ビル3F ウィズ(株) 代表取締役	03-3866-8855
副理事長	野口 博行	〒106-0044 港区東麻布2-26-2 (株)信陽 代表取締役社長	03-3560-7800
幹事長	横田 英雄	〒169-0073 新宿区百人町1-22-26 不二興産(株) 専務取締役	03-5330-8831
事務局長	鷺見 博史	〒116-0013 荒川区西日暮里 5-12-5 東京ビルメンテナンス政治連盟	03-3805-2950
事務局職員	森 雄樹	〒116-0013 荒川区西日暮里 5-12-5 東京ビルメンテナンス政治連盟	03-3805-2950